

新市庁舎の地域冷暖房(DHC)事業者を募集します！

新市庁舎では、空調に使用するエネルギーの最適化を図り、省エネルギー、環境負荷低減を目的に、隣接する横浜アイランドタワーと連携して「地域冷暖房（DHC）」を導入します。

このたび、現在進めている新市庁舎の建物の設計に合わせて、地域冷暖房（DHC）事業者の公募を行いますので、お知らせします。

1 募集の概要

事業名称：横浜市北仲通南地区熱供給事業

事業場所：横浜市中区本町6丁目50番地の10 新市庁舎内

事業内容：熱供給事業法に基づく熱供給事業（地域冷暖房）

- ・熱源設備の設計および設置工事
- ・熱源設備の運転監視および維持管理
- ・熱源設備の修繕、更新

供給区域：北仲通南地区（新市庁舎および横浜アイランドタワー）

募集方法：公募型プロポーザル方式

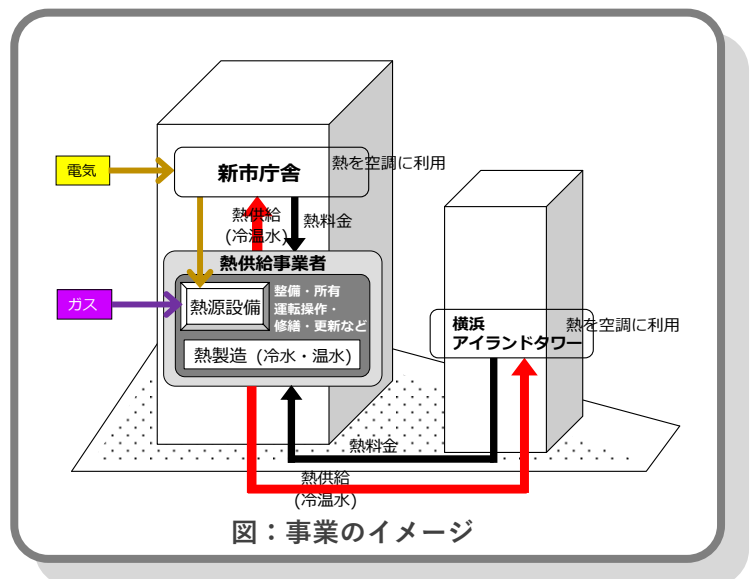
参加条件：過去5年以内に、加熱能力 10G J / h 以上* の熱供給設備の設置から運営管理までを一貫して行う方式で、1か所以上の建物等へ熱供給を行った実績等

[* 延べ床面積 40,000 m²程度の事務所ビル相当]

2 北仲通南地区熱供給事業の概要

地域冷暖房（DHC）とは、熱供給事業者が1か所で冷暖房用の熱を製造し、供給地域内の複数の建物に供給するものです。

本事業では、新市庁舎内に熱供給事業者が熱を製造するプラントを設置し、そこから新市庁舎と横浜アイランドタワーに熱を供給することで、熱を製造する設備（熱源設備）の集約化によるスケールメリットを活かした効率の良い運転が可能となります。



3 提案に必要な書類について

平成 28 年 8 月 2 日（火）より、総務局ホームページで閲覧、取得することができます。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/bid/2016/10001/dhc.html>

4 スケジュール（予定）

■公募スケジュール

内 容	日 程
参加意向申出書受付期限	平成 28 年 8 月 18 日（木）午後 5 時（必着）
提案資格確認結果の通知	平成 28 年 8 月 25 日（木）
質問書受付期間	平成 28 年 8 月 26 日（金）から 平成 28 年 8 月 30 日（火）正午まで（必着）
質問書に対する回答	平成 28 年 9 月 13 日（火）
提案書提出期限	平成 28 年 10 月 12 日（水）正午（必着）
事業候補者の決定	平成 28 年 11 月 30 日（水）（予定）

※DHC導入の背景

本市では、「横浜市地域冷暖房推進指針（平成 8 年 4 月）」において、環境にやさしいエネルギー供給システムである DHC の導入を推進しており、新市庁舎の整備予定地である北仲通南地区は、この対象地域とされています。

また、「横浜市エネルギーアクションプラン（平成 27 年 3 月）」においても、目指すべきまちの姿として、DHC の導入を掲げています。

こうした背景を踏まえて、新市庁舎の冷暖房に使用する熱について、DHC から供給を受けることとしました。

お問合せ先

総務局管理課新市庁舎整備担当課長 大場 重雄 Tel 045-633-3910

平成28年5月31日 政策・総務・財政委員会（総務局）報告資料から抜粋

地域冷暖房導入に伴う熱供給サービス事業者の選定

ア 地域冷暖房導入の背景

本市では、「横浜市地域冷暖房推進指針（平成8年4月）」において、環境にやさしいエネルギー供給システムである地域冷暖房の導入を推進しており、新市庁舎の整備予定地である北仲通南地区は、この対象地域とされています。

また、「横浜市エネルギーアクションプラン（平成27年3月）」においても、目指すべきまちの姿として、地域冷暖房の導入を掲げています。

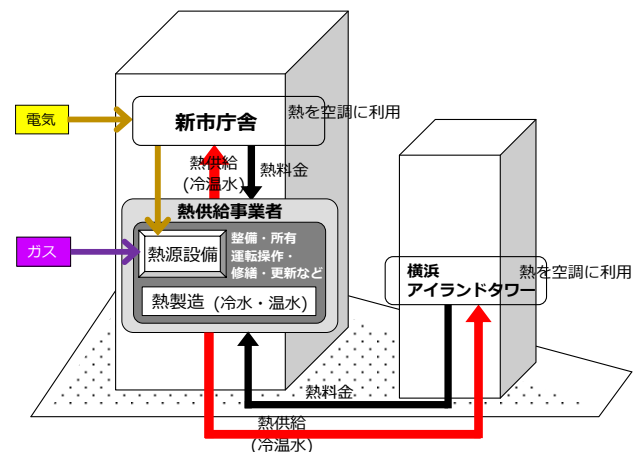
こうした背景を踏まえて、今年度は、管理基本方針の方向性に沿って、地域で空調に使用する熱の供給を共同で受ける「地域冷暖房（DHC（= District Heating and Cooling）」）の導入に向けた熱供給事業者（※）の公募・選定を行います。

※熱供給事業法に基づく地域冷暖房を営めるのは、経済産業大臣の登録を受けた熱供給事業者のみで、登録を受けるには経理面や技術的能力について法で定める基準を満たしている必要があります。

イ 地域冷暖房の概要

（ア）新市庁舎における地域冷暖房のイメージ

熱供給事業者が、熱の供給先となる新市庁舎及び横浜アイランドタワーの熱需要に合わせ、事業者の負担で熱源設備を整備し、熱（冷水や温水など）や電力を安定的、効率的に各施設に供給します。各施設は熱料金（熱源設備の整備費、運転費、修繕費、維持管理費等が含まれます。）を熱の使用量に応じて支払います。



図：新市庁舎における地域冷暖房のイメージ

なお、熱源設備は、新市庁舎4階の設備室を中心に設ける予定で、熱供給事業者が占有するスペースについて使用料を徴収します。

（イ）地域冷暖房のメリット

熱供給事業者が、1か所で複数の施設の熱をまとめて製造することで、スケールメリットを活かすことができ、また、日常の運転操作や点検整備、修繕、設備更新に至るまで一貫して管理することから、「ランニングコストの削減」、「環境負荷低減」等のメリットが期待できます。

ウ 熱供給事業者の公募、選定

現在、基本設計とあわせて、熱供給事業者の公募に向けた設備計画や与条件整理を行っており、7月下旬に公募型プロポーザル方式による募集、11月下旬に事業者選定を実施する予定です。

公募、選定にあたっては、あらかじめ学識経験者への意見聴取により、「経済性」「信頼性」「環境性」等の観点から提案の評価項目・評価基準を設定し、庁内の評価委員会にて客観的に事業者の選定を行います。

選定された事業者は、基本設計を踏まえて熱源設備の実施設計を自ら行います。